

虐待防止及び身体拘束適正化基本指針

特定非営利活動法人A D D S

ADDS Kids1st 荻窪・鎌倉

江戸川区発達相談・支援センター

1. 子どもの権利保護に関する基本的な考え方

(1) 法人としての理念

特定非営利活動法人 ADDS（以下、当法人）は、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」「児童福祉法」「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」の理念に基づき、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由にかかわらず、子ども本人の意思を尊重しつつ子どもの最善の利益を考慮して、発達支援を提供致します。

(2) 子どもの人権を尊重した発達支援の基本方針

- ① 子どもの自己選択、自己決定を重視した、効果的な発達支援を行います。
子どもの好むもの・ことを尊重し、それらを取り入れた支援を行っていきます。また、選択、要求や拒否等、子どもが意思表示するための行動の支援を優先的に行います。
- ② 子ども一人ひとりの特性に合わせた支援を行います。
アセスメントに基づいて支援目標を設定し、計画的な支援を行います。また、支援の記録に基づいて、支援目標や支援手続きの見直しを定期的に行います。
- ③ 子どものつよみを重視したポジティブな行動支援を行います。
罰等子どもが嫌がるもの・ことによって好ましくない行動を減らす手段を用いず、子どもの得意なことや好ましい行動を増やすことによって好ましくない行動を減らす支援を選択します。やむを得ず何らかの罰等を用いた対応を検討する際には、その手続き・効果測定方法・終結の基準を組織で意思決定し、事前に保護者の同意を得ます。
- ④ 子どもの人権に十分配慮した発達支援を行うことができるような人材を育成していきます。全職員が人権研修や虐待防止・身体拘束禁止研修を年に1回以上行う他、定期的にスーパーバイズを行い子どもの特性理解と技術向上を促すことで、子どもの人権を侵害しにくい職場環境を作ります。
- ⑤ 子どもの人権を侵害するような問題行為が起きてしまった、あるいは疑われる場合には、まずは対象の子どもの安心・安全を確保致します。その上で、虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会を中心に組織で問題解決を図るとともに、再発防止に努めます。

2. 虐待の防止のための指針

(1) 法人としての基本的な考え方

当法人は、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識の下、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の理念に基づき、子どもの尊厳の保持及び人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待に該当する次のいずれの行為も行いません。

① 身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
また、正当な理由がなく身体を拘束すること。

② 放棄及び放置

子どもを衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他子どもを擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

③ 心理的虐待

子どもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他子どもに心理的外傷を与える言動を行うこと。

④ 性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること又は子どもにわいせつな行為をさせること。

⑤ 経済的虐待

子どもの同意なしに金銭を使用すること又は子どもが希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

(2) 法人としての方針

当法人は、次の仕組みを通して虐待の防止に努めます。

- ① 虐待になり得る不適切な支援を早期に発見し、前述の「子どもの人権を尊重した発達支援の基本方針」に則り予防策・対応方針を講じます。
- ② 支援担当職員は子どもの特性を理解し、虐待に繋がりにかぬない不適切な関わりの代替手段を確保できるような支援技術の向上に努めます。また定期的に児童発達支援管理責任者・スーパーバイザー・職員間で支援内容の共有と検討を行うことでも、子どもの特性理解と支援担当職員の技術向上を促します。

- ③ 児童発達支援管理責任者・スーパーバイザー・虐待防止委員会等、虐待の防止に関わる支援技術の指導を担う職員が率先して施設内外の研修に参加することによって、施設全体へ知識・技能の水準向上に努めます。
- ④ 子ども・ご家族と子ども本人の特性、心身の状況や置かれている環境について話し合い、万が一ご家族が子どもにとって不適切と思われる関わりを希望されても、そのまま受け入れずに対応を一緒に考えます。

(3) 罰の使用、特に体罰の使用に対する方針

当法人は、子どもの好ましくない行動に対して罰等子どもが嫌がるもの・ことを用いるのではなく、子どもの好むもの・ことを用い、好ましい行動を増やすことで、好ましくない行動を減らすことを基本とします。

特に、殴る、叩く、つねる、蹴る、首を絞めるなど、身体に直接苦痛を与える行為、長時間正座させたり、おさえつけたり、狭い部屋に閉じ込めたり、拘束するなどの、間接的に苦痛を与える行為だけではなく、大きな声や音をだして脅したり、汚いことばでののしったり、脅したりして、精神的な苦痛を与える行為も含む、一切の「体罰」に対して反対します。

(4) 虐待防止のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束適正化のため体制を維持・強化します。

① 虐待防止委員会の設置及び開催

当法人では、虐待防止委員会を設置し1年に1回以上、法人内での虐待防止に向けての現状把握及び改善についての検討、虐待防止に関する職員全体への研修を行います。委員会の開催は虐待防止委員会で検討し適正であると判断した場合、身体拘束適正化委員会と同時に開催することとします。必要時は随時開催し、虐待防止のためのチェック及びモニタリングを行います。もし、虐待が発生した場合には、発生後の検証と再発防止策の検討を行います。

② 虐待防止委員会の構成員

虐待防止委員会の構成員は身体拘束適正化委員会と兼任できることとします。委員長を竹内弓乃とし、各事業所より管理者を含め2名選出します。

③ 記録及び周知

委員会での検討内容を記録しこれを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、職員に周知徹底します。

(5) 虐待発生時の対応に関する基本方針

- 職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合は、管理者・児童発達支援管理責任者・理事に報告します。
- 管理者・児童発達支援管理責任者あるいは理事は、上記の報告があった場合、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待を行った可能性のある職員等に事実確認を行います。虐待を行った可能性のある職員等が管理者あるいは児童発達支援管理責任者の場合は、理事がこれを行います。また必要に応じ、関係者から事情を聴取します。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理し、電磁的記録等により記録します。
- 事実確認の後、理事会で検討を行います。虐待の事実が認められた場合は、報告書を作成し早急にご本人及びご家族への謝罪と説明を行います。
- 管理者からの担当部署へ報告を行うとともに、報告書等必要書類を提出します。管理者が虐待者であった場合、児童発達支援管理責任者や理事から報告を行います。
- 理事会で就業規則等に則り虐待者に必要な措置を検討し処分を決定します。
- 虐待防止委員会において当該事案が発生した事由を検証し、原因の除去と再発防止策を講じた上で、全職員への周知を行います。
- 虐待事案の経緯、発生した事由、虐待者への処分、再発防止策の実施等について全利用者に報告を行います。必要と認められる場合は、関係機関や地域住民等に報告します。
- 処分等を受けた職員等は虐待防止や職業倫理等に関する教育や研修の受講を義務付ける等、再発防止のための対応を徹底して行います。

3. 身体拘束等適正化のための体制

次の取り組みを継続的に実施し、身体拘束適正化のため体制を維持・強化します。尚、発達支援において、身体的な介入を伴う支援や対応に係る場面では、別紙「【特定非営利活動法人 ADDS】身体的な介入を伴う支援や対応に係る指針」に則った対応を行ってまいります。

(1) 身体拘束適正化検討委員会の設置及び開催

特定非営利活動法人 ADDS (ADDS Kids1st 荻窪・鎌倉・江戸川区発達相談・支援センター) では身体拘束適正化検討委員会(委員会)を設置し1年に1回以上、法人内での身体拘束の適正化に向けての現状把握及び改善についての検討、身体拘束の適正化に関する職員全体への指導内容の検討を行います。委員会の開催は身体拘束等適正化委員会で検討し適正であると判断した場合、虐待防止委員会と同時に開催することとします。必要時は随時開催し、身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き、緊急やむを得ない理由から身体拘束を実施している場合(実施を開始する場合を含む)の実施状況の確認や3要件の検討を行います。

① 身体拘束適正化検討委員会の構成員

身体拘束適正化検討委員会の構成員は虐待防止委員会と兼任できることとします。委員長を竹内弓乃とし、各事業所より管理者を含め2名選出します。

② 委員会の検討項目

以下の項目から検討を行います。

- 前回の振り返り
- 3要件(切迫性、非代替性、一時性)の再確認
- (身体拘束を行っている子どもがいる場合)3要件の該当状況を個別具体的に検討し、併せて子どもの心身への弊害、拘束をしない場合のリスクの評価、拘束の解除に向けての検討
- (身体拘束を開始する検討が必要な子どもがいる場合)3要件の該当状況、特に代替案についての検討
- (今後やむを得ず身体拘束が必要であると判断した場合)今後の家族等との意見調整の進め方の検討
- 意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- 今後の予定(研修・次回委員会)
- 今回の議論のまとめ・共有

③ 記録及び周知

委員会での検討内容を記録しこれを適切に作成・説明・保管するほか、委員会の結果について、職員に周知徹底します。

(2) 緊急やむを得ず身体拘束を行わざるを得ない場合の対応

緊急性が極度に高く、その場で介入し、本人、その他の子ども等の生命または身体を保護する必要があると職員が判断した場合、手続きによらず身体拘束を実施できるものとします。ただし、事後速やかに管理者・児童発達支援管理責任者（不在の場合は理事）に報告をし、以下の手順に従って適正に対応します。

- ① 身体拘束の時間、理由、方法、お子さんの心身の状況について、身体拘束に関する記録を行います。
- ② 支援担当者等関係者を招集し、身体拘束適正化検討委員会を開催します。記録に基づき、①切迫性②非代替性③一時性の3つの観点で確認・検討を行います。拘束による子どもの心身の損害と拘束をしない場合のリスク等について十分協議をした上で、やむを得ず身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、時間、期間等について検討します。
- ③ やむを得ず身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間、解除の予定などを個別支援計画に記載し、お子さん本人やご家族から十分な理解を得られるように説明を行います。
- ④ 身体拘束の記録に基づき身体拘束適正化委員会にて再検討を続け、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、その旨をお子さん、ご家族に報告します。

(3) 身体拘束等適正化のための研修

身体拘束適正化のため、職員採用時のほか、職員教育、研修 支援に関わるすべての職員に対して、身体拘束の廃止と人権を尊重した支援の励行について年一回以上の頻度で定期的な研修を行います。研修の開催は身体拘束等適正化委員会で検討し適正であると判断した場合、児童虐待防止の研修と同時に開催することとします。研修の実施にあたっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、内容(研修概要)、を記載した記録を作成します。

附則 この指針を事業所に掲示するとともに、ホームページに掲載し、利用者、その家族、全職員がいつでも閲覧できるようにする。
この指針は令和4年4月1日より施行する。